

令和 7 年 10 月 1 日時点で『マイナ保険証』をお持ちでない加入者の方へ

『資格確認書』を交付します

平素より当健保組合の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 2 日以降、現在お手持ちの健康保険証は使用できなくなります。今後は『マイナ保険証』(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を利用して医療機関を受診していただけますが、『マイナ保険証』をお持ちでない方が医療機関を受診する際は『資格確認書』※1 が必要です。

そのため、『マイナ保険証』を保有していない令和 6 年 12 月 1 日以前の加入者に対し、資格確認書を職権交付(本来は本人申請が必要な資格確認書を申請不要で保険者の判断により交付)します。

届きましたら、必ず開封してご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

※1 医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書(カード)

記

送付対象者	現在、健康保険証をお持ちの方(令和 6 年 12 月 1 日までに加入された方)であつて、令和 7 年 10 月 1 日時点でマイナンバーカードを取得していない方、またはマイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録をしていない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
送付方法	・事業主経由で交付させていただきます。 ・交付する資格確認書が 5 枚以上の場合は、封筒 2 通になります。 ・受取方法、送付時期等詳細につきましては、事業主へご確認ください。

【交付後の取扱いと注意事項】

◇有効期限……資格確認書には有効期限があります。有効期限内に退職などで資格を喪失する場合、『資格確認書』は当健保組合へ必ず返却してください。

◇紛失等の対応……万が一、紛失した場合は、事業所ご担当者様にご連絡ください。

※資格確認書の再交付には、原則、1 枚につき 1,000 円の発行手数料が必要です。

◇『マイナ保険証』の利用登録が完了した場合……『マイナ保険証』の利用登録が完了したら、お手持ちの資格確認書は当健保組合へ返却または自己破棄が可能です。

◇お手持ちの健康保険証について……保険証機能が失効するため返却不要です。

◎資格確認書は、『マイナ保険証』のように、医療履歴や投薬情報を医療機関等と共有し医療の質を向上させるようなメリットを得ることはできません。

医療機関への受診は『マイナ保険証』が基本であるため、資格確認書での受診は例外的な位置づけです。お早めに『マイナ保険証』への切替をおすすめします。

